

長崎県公立大学法人教育研究評議会規程

〔平成17年4月1日
規程第3号〕

改正 平成20年4月1日規程第27号
改正 平成24年4月1日規程第6号
改正 平成30年3月7日規程第22号
改正 令和2年3月10日規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人定款（以下「定款」という。）第29条の規定に基づき、教育研究評議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の選出)

第2条 定款第21条第2項第4号で規定する教育研究上の重要な組織の長は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域創生研究科長
- (2) 地域創生研究科地域社会マネジメント専攻長
- (3) 地域創生研究科情報工学専攻長
- (4) 地域創生研究科人間健康科学専攻長
- (5) 佐世保校附属図書館長
- (6) シーボルト校附属図書館長

2 定款第21条第2項第5号で規定する教育研究上の組織は、附属図書館とする。

一部改正 [平成20年規程第27号、平成30年規程第22号、令和2年規程第23号]

(任期等)

第3条 定款第21条第2項第5号及び第6号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 定款第21条第2項第5号及び第6号に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第4条 教育研究評議会は、原則として、毎月1回開催するほか、必要に応じて、定款第22条の規定により学長が招集する。

(議長の職務代理)

第5条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、教育研究評議会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成しなければならない。

追加 [平成24年規程第6号]

(事務)

第8条 教育研究評議会の事務は、長崎県立大学事務局総務課及びシーボルト校事務局総務企画課において処理する。

一部改正 [平成20年規程第27号]

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第27号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正前の長崎県公立大学法人教育研究評議会規程(平成17年規程第3号)は、定款附則第2項に定める長崎県立大学及び県立長崎シーボルト大学が存続する間、なおその効力を有する。

附 則 (平成24年4月1日規程第6号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日規程第22号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月10日規程第23号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。